

お子さんが病気または病気の回復期にあって、集団保育あるいは保護者自ら保育が困難な時期に、病児・病後児保育施設等を利用した保護者に対し、費用の一部を助成します。

助成の対象となる方	病児・病後児保育を利用するお子様の保護者で、三浦市に住民票のある方
対象となるお子様	三浦市に住民票のある生後6か月から小学6年生までのお子さん
助成対象の施設等	(1) 国が定める基準に適合した病児・病後児保育を実施する施設 (2) 公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けている ベビーシッター (3) 三浦市ファミリー・サポート・センター事業における病後児保 育コースの研修を修了した提供会員 利用できる条件は各施設により異なりますので、事前にご確認ください。(例:市外在住者は利用できないなど)
助成金額	1回の利用につき3,000円まで ※連続して利用する場合は5日までとなります。
申請の方法	病児・病後児保育施設等を利用した月の末日から1年以内に、次の書類を提出してください。 ●三浦市病児病後児保育利用料助成金交付申請書兼請求書 ●領収書(原本)、利用内訳のわかるもの(原本) ●医療機関での受診が確認できるもの(領収書、明細書、お薬手帳の写しなど)
支給の方法	指定された保護者名義の口座に振り込みます。
申請書の配布場所	三浦市役所子ども課 書式ダウンロードはこちら → 数 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
申請書の受付場所	三浦市子ども課(郵送可) 〈持参する場合〉三浦市役所分館2階 子ども課窓口 〈郵送する場合〉〒238-0298 三浦市城山町 1-1 子ども課宛





◆利用、助成金を受け取るまでの流れ



- 【1】 助成対象の施設等への申し込み
- 【2】 施設用の利用、医療機関を受診
- 【3】 費用助成に係る申請書類の提出
- 【4】 助成の決定・交付



◆ 近隣の病児・病後児保育施設

【総合医療センター病児・病後児保育センター】 横須賀市神明町 1-8

横須賀市立総合医療センター内2階

月曜から金曜日 午前7時30分~午後6時30分 土曜日 午前7時30分~午後2時30分

2046-884-1323

【中央子ども園病児・病後児保育センター】 横須賀市小川町20 すくすく館1階 月曜から金曜日 午前7時30分~午後6時30分 土曜日 午前7時30分~午後2時30分

詳細はこちら →



【NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ キッズ

ポケット(病後児のみ)】

横須賀市久比里 1-19-10

1046-843-8800

詳細はこちら →







◆ ベビーシッター等

【預かりこちょ】

詳細はこちら →



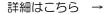


【みうら・ファミリー・サポート・センター】

事務局:三浦市役所保健福祉部子ども課 親子相談センターひなたぼっこ内

三浦市城山町 1-1 (三浦市役所分館2階)

3046-882-1111





◆ その他三浦市が対象エリアの事業者(一部)

(株) キッズライン https://kidsline.me/

(株) ポピンズシッター https://smartsitter.jp/

※詳細は、各事業者にお問い合わせください。ご利用にあたっては、事前登録等が必要な場合もございますので、必ず事前に事業者のホームページ、資料や説明会等をご確認ください。

≪お問い合わせ≫

三浦市役所子ども課 ☎046-882-1111(内線 365・367)

